

脳健診受診促進事業費補助金交付要綱

令和元年7月1日 交政第443号

令和2年3月31日 交政第1746号

令和2年5月1日 交政第348号

(趣旨)

第1条 知事は、脳血管疾患による健康起因事故の防止のため、公共交通等を担うバス、タクシー及びトラック事業者が自社の運転手の健康管理のための脳健診の受診事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「バス事業者」とは、山梨県内において道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業及び第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を行うものをいう。ただし、山梨県バス協会に加入する事業者を除く。
- 二 「タクシー事業者」とは、山梨県内において道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を行うものをいう。
- 三 「トラック事業者」とは、山梨県内において道路運送法（昭和26年法律第183号）第46条に定める貨物自動車運送事業を行うものをいう。ただし、山梨県トラック協会に加入する事業者を除く。
- 四 「事業者」とは事業を運営する個人、法人及び団体をいう。
- 五 「脳健診」とは、国土交通省が定める「自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン」（平成30年2月23日）で示された「脳ドック」と「脳MRI健診」をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、バス事業者、タクシー事業者及びトラック事業者（以下「事業者」という。）が自社の運転手に対して自社の全額負担で脳健診を受診させる事業とする。

(補助対象経費、補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、事業者が行う補助対象事業に要する経費（他の補助金や助成

金が交付されている場合は当該交付額を除く。以下「補助対象経費」という。)とする。

2 県が交付する補助金の額は、補助対象経費について受診者1人に対して10千円を限度額とする。

3 1事業者の補助対象の受診者数は事業用車両の保有台数により以下の数を上限とする。

- | | | |
|-----|---------|-----|
| (1) | 1両～10両 | 5人 |
| (2) | 11両～20両 | 10人 |
| (3) | 21両～30両 | 15人 |
| (4) | 31両以上 | 30人 |

(補助金の交付申請)

第5条 事業者は、補助金の交付申請をしようとするときは、知事が別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

2 事業者は、補助金の交付申請後に受診計画等によりやむを得ず交付決定前に事業を実施する場合は知事と協議をすること。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により、事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の変更等の申請)

第7条 事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものはこの限りでない。

(補助金の交付決定の変更及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定の変更を行い、変更交付決定通知書(様式第4号)により事業者に対し通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第9条 事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 事業者は、予定期間内に補助対象事業を完了させることができない場合又は遂行させることが困難となった場合は、状況報告書（様式第5号）にその理由を付してすみやかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、補助対象事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに完了実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による額の確定後に、補助金を交付するものとする。

(事業の中止等)

第14条 事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、中止・廃止承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(書類の整備等)

第15条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(名称及び氏名) 印

脳健診受診促進事業費補助金交付申請書

脳健診受診促進事業費補助金交付要綱第 5 条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額 _____ 円

内訳

補助事業対象者 名 × _____ 円

様式第1号 別紙

脳健診受診促進事業費補助金申請内容

事業者名

(単位：円)

受診予定対象者氏名 (年齢)	補助対象事業の着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額

(添付書類)

- (1) 事業者が受診料を全額負担することを示す書類
(例：事業者が作成した健診受診事業規定や規則、事業者の申し出書)
- (2) 受診機関の名称、受診内容及び受診料が記載された書類
- (3) 受診予定対象者との雇用関係が確認できる書類

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

脳健診受診促進事業費補助金交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け申請のあった脳健診受診促進事業費補助金については、脳健診受診促進事業費補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり交付することを決定したので通知します。

交付決定額 _____ 円

1. 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部に関わる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

2. 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 事業者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3. 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

4. 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した補助対象事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

5. 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(名称及び氏名) 印

脳健診受診促進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け交政第 号をもって補助金の交付決定がありました上記補助対象事業の内容を次のとおり変更したいので、脳健診受診促進事業費補助金交付要綱第7条に基づき申請します。

1. 変更を必要とする理由

2. 補助金の額

変更承認申請額

既交付決定額

増 減 額

3. 変更後の補助金の内容等については、別紙のとおりとする。

脳健診受診促進事業費補助金交付決定変更申請事業

事業者名

(単位：円)

補助対象経費		交付決定 済額	今回申請 金額	増減額
変更前金額	変更後金額			

(添付書類)

(1) 受診機関の名称、受診内容及び受診料が記載された書類

(受診機関に変更がある場合のみ)

様式第4号

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

脳健診受診促進事業費補助金変更交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け変更承認申請のあった上記補助対象事業の内容について次のとおり交付決定したので、脳健診受診促進事業費補助金交付要綱第8条に基づき通知します。

1. 補助金の額

変更交付決定額	円
既交付決定額	円
増減額	円

脳健診受診促進事業費補助金交付要綱

様式第5号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(名称及び氏名) 印

脳健診受診促進事業費補助金状況報告書

令和 年 月 日付け交政第 号をもって補助金の交付決定がありました
上記補助事業の実施状況について、脳健診受診促進事業費補助金交付要綱第10条第
(1または2)項の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第5号 別紙

脳健診受診促進事業費補助金事業遂行状況表

事業者名

(単位：円)

受診対象者氏名（年齢）	実施額	差額	補助金額	備考

(添付書類)

(1) 補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

脳健診受診促進事業費補助金交付要綱

様式第6号

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

(名称及び氏名)

印

脳健診受診促進事業費補助金事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け交政第 号をもって補助金の(変更)交付決定通知のありました上記補助対象事業の実績等について、脳健診受診促進事業費補助金交付要綱第11条に基づき、別紙のとおり報告します。

脳健診受診促進事業費補助金交付要綱

様式第7号

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

脳健診受診促進事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告のあった脳健診受診促進事業費補助金については、脳健診受診促進事業費補助金交付要綱第12条に基づき、次のとおり確定したので、通知します。

1. 補助金の合計額 金 円

脳健診受診促進事業費補助金交付要綱

様式第8号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(名称及び氏名) 印

脳健診受診促進事業費補助金 中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け交政第 号をもって補助金の交付決定通知のありました上記補助対象事業について、次のとおり（中止・廃止）したいので、脳健診受診促進事業費補助金交付要綱第14条に基づき、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1. 中止・廃止の内容

2. 中止・廃止の理由